

更新申請のための Q&A

○ 更新要件第4、5条にある「共同発表者可」、「共著者可」の考え方について

Q. 認定要件では「発表者」あるいは「筆頭著者」が申請要件とされていましたが、更新時は「共同発表者」、「共著者」でも良いのでしょうか。

A. 認定取得時には、申請者自身が医薬品情報学に関する研究力、執筆力を有していることを確認する目的で「発表者」あるいは「筆頭著者」と定めています。一方、医薬品情報専門薬剤師を取得された後は、自ら研究すること、自ら論文を執筆することのみならず、研究に指導的立場に関わること、論文執筆の指導をされることが望まれています。その意味で「共同発表者」、「共著者」であっても「可」と定めています。

○ 更新要件第4、5条にある「公的会議」の考え方について

Q. 公的会議とはどのようなものを指すのでしょうか。

A. 公的会議とは「厚生労働省」、「医薬品医療機器総合機構」等の公的機関が開催する会議・検討会、「日本製薬団体連合会」、「日本製薬工業協会」等の製薬団体等が公的に開催する会議、あるいは「WHO」、「ICH」等の国際的かつ公的会議をさしています。

○ 更新要件第5条にある「総説(筆頭)、学術論文(共著者可)」の考え方について

Q. 「総説、学術論文」はどのようなものを指すのでしょうか。

A. 行政に勤務する薬剤師、製薬企業に勤務する薬剤師の方で、例えば ICH ガイドライン、薬効評価ガイドライン等の策定・解説、あるいは重篤副作用疾患別対応マニュアル、インタビューフォーム作成の手引き等の作成に携わり、適正使用情報の創出に貢献された場合において、査読制のある学会誌・学術雑誌に投稿することが出来ない場合も想定されます。このような方の更新においては、その成果が「総説、学術論文」として公表されたものを更新申請の対象となりうることを記載したものです。

○ 更新要件第6条にある「医薬品情報に関わる教育、業務実績があり指導的役割」の考え方について

Q. 更新要件にある「医薬品情報に関わる教育、業務実績があり指導的役割を果たす」とは、具体的にどのような内容を指しているのでしょうか。

A. 医薬品情報専門薬剤師を取得された後は、医薬品情報業務、医薬品情報教育、学会活動に指導的立場に関わることが望まれています。例えば、日本医薬品情報学会主催の学術大会、生涯研修セミナー、フォーラムなどの講師、座長、タスクフォース、JJDI の査読、日本医薬品情報学会学術大会時のポスター審査、日本医薬品

情報学会の各種委員会委員、地域、職域における医薬品情報研修会の講師・企画運営、関連学会における医薬品情報関連の講演、シンポジスト、大学教育・大学院教育・大学が行う卒業後教育の担当などをさします。特にその根拠となる資料の添付を求めませんので、医薬品情報に関わる教育、業務において、指導的役割を果たしていることが分かるように具体的に記載してください。

○ 更新要件第7条にある「更新保留」の考え方について

Q. 医薬品情報専門薬剤師の更新において、更新の保留には、どのようなものが認められるのでしょうか？

A. 海外留学、出産・育児・病気・介護等による休職・退職等の理由により勤務が中断した場合に限り、最長3年間更新を保留することが認められます。

ただし、保留期間中は、医薬品情報専門薬剤師を呼称することはできません。

保留をする場合は、更新申請する際に、中断期間、中断した理由、勤務が中断したことにより満たすことができなかった項目、所属長による証明などを記載した説明文書（書式自由）を添付してください。医薬品情報専門薬剤師認定制度委員会で、保留の可否について個別に審査いたします。

また、更新審査においては更新条件を満たした期間が認定期間開始日から通算して5年間必要となります。

なお、保留期間を含め、認定期間満了後3年間以内に更新申請し認定を受けられなかった場合は認定を喪失しますので、ご留意下さい。

Q. 医薬品情報専門薬剤師の更新において、認定更新についての連絡はありますか。

A. はい。日本医薬品情報学会事務局より更新の予定について電子メールにて確認をさせていただきますので、必ずご回答ください。

2016年8月17日 訂正

2019年3月1日一部改訂

2019年6月7日一部改訂